

助成金

騒音障害防止ガイドライン改定に伴う 騒音障害防止管理者講習

騒音障害防止のためのガイドラインが改定され、騒音を発する作業場で労働者に作業を行わせる事業所では、騒音障害防止対策のための管理者を選任して、必要な措置を講じることが定められました。

管理者は、一般的に衛生管理者、安全衛生推進者、ライン管理者、職長などの中から選任されますが、その選任にあたっては、改定ガイドラインに示された労働衛生教育を受講することが推奨されています。

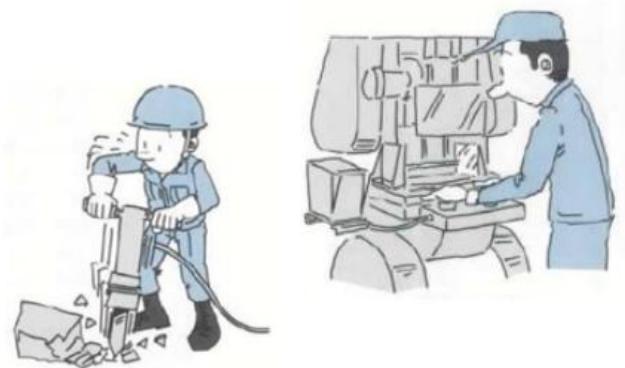
この講習では、「騒音の人体に及ぼす影響」や「聴覚保護具の使用」など、管理者が、騒音作業に従事している労働者に実施しなければならない「労働衛生教育」の内容を中心に学びます。

該当する作業場においては、予定する管理者の受講をお願いします。(従事する労働者の方の受講も可能です)

対象者 安全衛生推進者、職長など現場の衛生管理を担当する方

講習の内容(改定ガイドラインによるカリキュラム)

- (1) 騒音の人体に及ぼす影響 (30分)
- (2) 適正な作業環境の確保と維持管理 (80分)
- (3) 聴覚保護具の使用及び作業方法の改善 (40分)
- (4) 関係法令等 (30分)



騒音管理者は、常時騒音作業に従事する労働者に対して、騒音防止のための教育を実施しなければなりません。

その教育内容は、この講習の(1)人体に及ぼす影響、(3)聴覚保護具の使用、に関することとなります。

日時

令和8年1月30日(木) 13:30~17:00 ※申込後、詳細な時間割を記載した「受講票(カリキュラム)」を送付します

会場

地場産業振興センター(足利市朝倉町32-11) 4階小ホール

受講料

8,800円

※受講料には、テキスト代などの諸経費及び消費税が含まれています

※当協会の会員以外の方は、規定の金額に手数料として3,300円が加算されます

申込期間

令和7年11月4日(火)~ 令和8年1月16日(金) 定員40名

申込方法

ホームページから直接お申し込みください (お問い合わせは、協会事務局73-6660まで)

助成金

市内中小製造業の場合は、足利市から受講料の30%が助成されます